

静岡県告示第311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 施行者の名称

藤枝市

2 都市計画事業の種類及び名称

志太広域都市計画下水道事業藤枝市公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和50年12月26日

至 平成35年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

(汚水)

昭和50年静岡県告示第1056号、昭和55年静岡県告示第400号、昭和57年静岡県告示第753号、昭和59年静岡県告示第54号、昭和61年静岡県告示第936号、平成元年静岡県告示第486号、平成4年静岡県告示第279号、平成10年静岡県告示第37号、平成16年静岡県告示第460号、平成22年静岡県告示第859号及び平成27年静岡県告示第240号の事業地に、静岡県藤枝市大字南新屋字砂田の全部を削除し、同大字水上字池端、大字瀬戸新屋字向山、大字南新屋字川拂及び大字青木二丁目の一部を削除し、同大字高柳一丁目、高柳二丁目及び大字田沼二丁目地内において事業地を変更する。

(雨水)

変更なし